

医 療 法 人 財 団 寄 附 行 為 例	備 考
医療法人財団〇〇会寄附行為 第1章 名称及び事務所 第1条 本財団は、医療法人財団〇〇会と称する。 第2条 本財団は、事務所を千葉県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。 第2章 目的及び事業 第3条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。 第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 医療法人財団 〇〇 〇〇病院 千葉県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目〇番〇号 (2) 医療法人財団 〇〇 〇〇診療所 千葉県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目〇番〇号 (3) 医療法人財団 〇〇 介護老人保健施設〇〇園 千葉県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目〇番〇号 (4) 医療法人財団 〇〇 介護医療院 千葉県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目〇番〇号 2 本財団が〇〇市（町村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 千葉県〇〇市（町村）〇〇町〇丁目〇番〇号 (2) 〇〇診療所 千葉県〇〇市（町村）〇〇町〇丁目〇番〇号 (3) 介護老人保健施設〇〇園 千葉県〇〇市（町村）〇〇町〇丁目〇番〇号 (4) 〇〇 介護医療院 千葉県〇〇市（町村）〇〇町〇丁目〇番〇号 第4条の2 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。 医療法人財団 〇〇 〇〇訪問看護ステーション 千葉県〇〇郡（市）〇〇町〇丁目〇番〇号 第3章 資産及び会計	・複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定める。 ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条、第5条、第26条第3項及び第27条第5項において同じ。） ・介護老人保健施設又は介護医療院のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設（又は介護医療院）を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。また、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しない場合は、「（及び～医療等）」を削除する。 ・地方自治法（昭和22 年法律第67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第26条第3項及び第27条第5項において同じ。） ・医療法（昭和23 年法律第205 号。以下「法」という。）第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

医 療 法 人 財 団 寄 附 行 為 例	備 考
第5条 本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 事業に伴う収入 (4) その他の収入 2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。 第6条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。 第7条 本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。 第8条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。 第9条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会の議決を経て定める。 第10条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。 第11条 本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。 2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を千葉県知事に届け出なければならない。 第12条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。 第4章 評議員 第13条 本財団に、評議員〇名以上〇名以内を置く。 第14条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。	・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。 ・基本財産を設定していない場合には、掲げる必要はない。 ・任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照) ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。 ・評議員は理事の定数を超える数とする。

医 療 法 人 財 団 寄 附 行 為 例	備 考
(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者 (2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者 (3) 医療を受ける者 (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者 2 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。 第15条 本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 2 本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 第 5 章 評議員会 第16条 理事長は、定時評議員会を、毎年 2 回、〇月及び〇月に開催する。 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。 3 理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 2 0 日以内に、これを招集しなければならない。 4 評議員会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。 第17条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。 第18条 次の事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。 (1) 寄附行為の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更 (4) 収支予算及び決算の決定又は変更 (5) 重要な資産の処分 (6) 借入金額の最高限度の決定 (7) 本財団の解散 (8) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定 2 その他重要な事項についても、評議員会の意見を聴くことができる。 第19条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。 2 評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	・本条を規定するか否かは任意。 ・評議員会は、収支予算の決定と決算の決定のため年 2 回以上開催する。 ・5 分の 1 の割合については、これを下回る割合を定めることができる。 ・招集の通知は、寄附行為で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。 ・本事項は評議員の議決を要するものとする ことができる。（法第46条の 4 の 5 参照）

医 療 法 人 財 団 寄 附 行 為 例	備 考
3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。 第20条 評議員は、評議員会において1個の議決権及び選挙権を有する。 第21条 評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 第22条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 第24条 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。 第6章 役員 第25条 本財団に、次の役員を置く。 (1) 理事 ○名以上○名以内 うち理事長1名 (2) 監事 ○名 第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。 2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。 3 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。 4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。 第27条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 2 理事長は、医療法人の業務を執行し、 （例1）3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 （例2）毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。 4 監事は、次の職務を行う。	・原則として、理事は3名以上置かなければならない。 ・理事の職への再任を妨げるものではない。 ・この報告は、現実開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできない。

医 療 法 人 財 団 寄 附 行 為 例	備 考
(1) 本財団の業務を監査すること。 (2) 本財団の財産の状況を監査すること。 (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に評議員会及び理事会に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを千葉県知事、評議員会又は理事会に報告すること。 (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。 (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。 5 監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。 第28条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、第25条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。 第29条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ決議することができない。 (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 第30条 役員の報酬等は、 (例1) 評議員会の決議によって別に定めるところにより支給する。 (例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。 (例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。 第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。	・3分の2を上回る割合を定めることもできる。 ・役員の報酬等について、寄附行為にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。 ・寄附行為又は評議員会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が2人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、評議員会で決議することは必ずしも必要ではない。

医 療 法 人 財 団 寄 附 行 為 例	備 考
(1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引 (2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引 (3) 本財団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。 第32条 本財団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 2 本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 第 7 章 理事会 第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。 第34条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) 本財団の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 理事長の選出及び解職 (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5) 多額の借財の決定 (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定 第35条 理事会は、 (例1) 各理事が招集する。 (例2) 理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 2 理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があるとき認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。 3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。 第36条 理事会の議長は、理事長とする。 第37条 理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	・ 本条を規定するか否かは任意。 ・ 原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができる。 ・ 1週間を下回る期間を定めることもできる ・ 過半数を上回る割合を定めることもできる。

医 療 法 人 財 団 寄 附 行 為 例	備 考
2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。 第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。 第39条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。 第8章 寄附行為の変更 第40条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、千葉県知事の認可を得なければならない。 第9章 解散、合併及び分割 第41条 本財団は、次の事由によって解散する。 (1) 目的たる業務の成功の不能 (2) 他の医療法人との合併 (3) 破産手続開始の決定 (4) 設立認可の取消し 2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、千葉県知事の認可を受けなければならない。 第42条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の決議によって理事以外の者を選任することができる。 2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。 (1) 現務の結了 (2) 債権の取立て及び債務の弁済 (3) 残余財産の引渡し 第43条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。 (1) 国 (2) 地方公共団体 (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者 (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。） (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの	・本項を規定するか否かは任意。 ・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。

医 療 法 人 財 団 寄 附 行 為 例	備 考																						
第44条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、千葉県知事の認可を得て、他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。 第45条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、千葉県知事の認可を得て、分割することができる。 第10章 雑則 第46条 本財団の公告は、 (例1) 官報に掲載する方法 (例2) ○○新聞に掲載する方法 (例3) 電子公告（ホームページ） によって行う。 (例3の場合) 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。 第47条 この寄附行為の施行細則は、理事会の議決を経て定める。 附 則 第1条 この寄附行為は、千葉県知事の認可の日から施行する。 第2条 本財団設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。 <table border="0"> <tr><td>理 事 長</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>理 事</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>監 事</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>評 議 員</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> <tr><td>同</td><td>○ ○ ○ ○</td></tr> </table> 第3条 本財団の最初の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設立の日から令和○年○月○日までとする。 第4条 本財団の設立当初の役員の任期は、第28条第1項の規定にかかわらず、令和○年○月○日までとする。	理 事 長	○ ○ ○ ○	理 事	○ ○ ○ ○	同	○ ○ ○ ○	同	○ ○ ○ ○	監 事	○ ○ ○ ○	同	○ ○ ○ ○	評 議 員	○ ○ ○ ○	同	○ ○ ○ ○	同	○ ○ ○ ○	同	○ ○ ○ ○	同	○ ○ ○ ○	・法第44 条第4 項参照。 ・設立の日から1 年以内の日付を設定すること ・設立の日から2 年以内の日付を設定すること
理 事 長	○ ○ ○ ○																						
理 事	○ ○ ○ ○																						
同	○ ○ ○ ○																						
同	○ ○ ○ ○																						
監 事	○ ○ ○ ○																						
同	○ ○ ○ ○																						
評 議 員	○ ○ ○ ○																						
同	○ ○ ○ ○																						
同	○ ○ ○ ○																						
同	○ ○ ○ ○																						
同	○ ○ ○ ○																						